

厚生年金保険法改正に伴う企業会計基準の見直しについて (要望書)

退職給付会計における厚生年金基金の代行部分の取り扱いの見直しにつきましては、平成16年7月8日付けで関係各方面に対し要望書を提出いたしました。未だ見直しが見えておりません。このため、再度、要望書を提出いたします。

平成16年年金法改正後の厚生年金基金の代行部分の実態を正確に反映した見直しを早急に行っていただきますようお願いいたします。

平成17年9月1日

厚生年金基金連合会
理事長 加藤 丈夫

企業会計基準委員会
委員長 斎藤 静樹 殿

厚生年金保険法改正に伴う企業会計基準の見直しについて

平成17年9月1日
厚生年金基金連合会

1. 代行部分の債務の明確化

平成16年年金法改正後の厚生年金基金の代行部分について、厚生年金基金が負っている債務は最低責任準備金であり、それを超える企業の負担は発生しないことが明確となった。前回要望書提出以降、現在までに、関連する政令、省令、告示、通知など全て定められ、その内容について疑問の余地はなくなっており、また、実際の財政運営において、最低責任準備金を超える負担は発生しないことについての数学的論証も示されている。

2. 企業会計基準の見直しの必要性

企業会計は、企業の財政状況等の実態を正確に把握し、その結果を開示する機能を持つものである。企業が将来負担しなければならないことが予想されるものについて債務として認識する必要があるのは当然であるが、負担する可能性がないものについてまで債務として認識することは、企業の実態を反映したものとはいえない。

したがって、今回の改正によって、厚生年金基金を継続する、代行返上する、解散するというあらゆる場合において、現実の問題として最低責任準備金を超える負担を企業が求められることがなくなった以上、退職給付会計における代行部分の債務を実質的に最低責任準備金とするという見直しが行われることが必要である。（具体的な方法はいろいろ考えられる。）

3. 退職給付債務は実質的に最低責任準備金

会計基準によって作成された財務諸表が企業に対して極めて大

きな影響を与えるという状況を踏まえると、現実にもっている債務を大きく上回るものを債務として認識することになる現行の取扱いを継続することは、許容できるものではない。

なお、現行の枠組みで取扱うことが難しいのであれば、そもそも対象から除外するなどの方策が工夫、検討される必要がある。

仮に、最低責任準備金を超える負担を企業が求められる可能性があるとするのであれば、どのような場合にそのようなことが起き得るか、具体的に示されるべきである。すなわち、今回改正後の代行部分については、最低責任準備金を確保している限り、企業が厚生年金基金を設立している場合と設立していない場合で将来の負担は全く変わらないが、そうではないということが示されるべきである。

そのような可能性が示されないのであれば、企業の実態を反映した会計基準とするために、上記の見直しが行われることが必要である。